

木更津市子育て支援関連業務派遣事業プロポーザル実施要領

第1 事業の目的

木更津市が行う子育て支援関連業務における、児童手当、子ども医療費等に係る各種申請の受付、各種資料の整理、システム入力等に関する業務全般について、民間活力を活用することで、より効率的な業務運営を図ること及び市民サービスの向上に資することを目的とし、労働者派遣事業を行うもの。

第2 業務の概要

(1) 事業名

木更津市子育て支援関連業務派遣事業

(2) 事業の場所

木更津市朝日3丁目8番1号

木更津市役所朝日庁舎 こども未来部こども政策課

(3) 事業内容

別添「木更津市子育て支援関連業務派遣事業仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年2月1日から令和11年1月31日まで

なお、契約締結は令和8年1月下旬を見込んでいます。

(5) 参考価格

令和7年度 2,784,811円

令和8年度 22,431,833円（予定）

令和9年度 22,248,716円（予定）

令和10年度 18,586,376円（予定）

（いずれの年度も消費税及び地方消費税相当額を含む金額）

※企画提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

第3 契約の方法及びプロポーザル方式を採用する理由

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

本業務は、市民と直に接する窓口対応を中心とした業務であり、対応力・接遇力・業務遂行能力など、委託事業者の人的資源および運営体制が市民サービスの質に直結する重要な業務である。また、子育て関連業務は制度に対する幅広い知識と、状況に応じた的確な対応が求められることから専門性が高く、実績が重要な分野である。

そのため、単なる価格競争による選定ではなく、事業者の提案内容を総合的に評価することが必

要であることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

第4 参加の条件

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣事業の許可を受けていること
- ② 木更津市入札参加資格者名簿に登録されていること
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定により木更津市の入札参加制限を受けていない者
- ④ 受注者を決定する日までに、木更津市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名除外措置を受けていない者
- ⑤ 相互に資本関係又は人的関係のある者が、本業務に同時に参加していないこと
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でない者、又は本プロポーザルの公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りにしていない者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑧ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ⑨ 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費などの医療費に関する事務について、地方自治体（町村を除く）から契約を受注し、過去3年以内（令和4年度から令和6年度まで）において業務が完了した実績がある者
- ⑩⑨における業務実績に関する契約書の写しを提出できる者

第5 実施スケジュール

内 容	期 日
事業の公告	令和7年12月12日(金)
質問受付期限	令和7年12月19日(金)午前11時
質問回答期限	令和7年12月24日(水)午後3時
参加意向申出書提出期限	令和8年1月5日(月)午後5時
提案書提出期限	令和8年1月13日(火)午後4時
見積書提出期限	
業者選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年1月16日(金)
業者決定通知	令和8年1月下旬
契約締結予定	令和8年1月下旬

第6 参加意向申出書

(1) 提出期間

令和7年12月19日（金）～令和8年1月5日（月）

※各日午前8時30分～午後5時15分（但し土・日曜日・12月27日～1月4日は除く。）

(2) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和8年1月5日までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式1）1部

第7 質問及び回答について

(1) 質問方法

本プロポーザルに係る質問は、開封確認を付した電子メールにより質問書（様式2）を、以下に示す事務局宛に提出すること。また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。

(2) 質問の受付期間

令和7年12月12日（金）から令和7年12月19日（金）午前11時まで（必着）。

なお、受付期限以降に提出されたものは受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年12月24日（水）午後3時までにすべての提案参加希望者に電子メールにて行うものとする。

第8 企画提案の方法

(1) 提出期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月13日（火）

※各日午前8時30分～午後4時（但し土・日曜日・国民の祝日にに関する法律に定められた休日は除く。）

※提出期間内に提出がない場合は失格とし、期限後の受付は一切しない。

(2) 提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和8年1月13日（火）までの消印があるものとし、事前に事務局担当者に電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

- ① 提案書（様式3）紙媒体 9部提出（1部は代表者印押印のこと）
- ② 見積書（様式4） 1部提出（代表者印押印のうえ、封入・封印すること）
- ③ 財務関係書類（直近2年分の貸借対照表及び損益計算書） 9部提出
- ④ 電子データ（プレゼンテーションに使用する場合のみ）
Microsoft Office Power Point 2013 のソフトで対応できるもの。

(4) 提案書等の作成について

- ① 提案書は様式3に基づき作成し、次の項目について記載する。
 - ・本業務に係る実施体制
 - ・本業務に従事する業務従事者の教育実施状況
 - ・トラブル発生時の対応について
 - ・地域貢献（地元雇用等）についての考え方
 - ・その他の提案
 - ・契約実績
- ② 提案書は、A4、縦版、左綴りで両面印刷し、添付書類がある場合は、提案書の最後につけること。
- ③ 提案書は、添付書類も含めページ番号を付し、簡易製本とすること。
- ④ 専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、専門用語を使用する際は、注釈をつけること。
- ⑤ 提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ⑥ 見積書は様式4により作成する。作成した見積書は封入・封印のうえ、1部提出すること。

(5) 提出上の留意事項

- ① 提出書類に関する変更、差し替え又は再提出は認めない。
- ② 提出された提案書等は返却しない。なお、提出書類は事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。また、無断で外部への開示は一切行わない。
- ③ 提出書類の内容について、本市から問い合わせを行う場合がある。

第9 書類の提出先（事務局）

参加意向申出書の提出先

（令和7年12月26日（金）まで）

〒292-8501

木更津市朝日3丁目10番19号 木更津市役所朝日庁舎 こども未来部こども政策課

（令和8年1月5日（月））

〒292-8501

木更津市朝日3丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 こども未来部こども政策課

提案書等の提出先

〒292-8501

木更津市朝日3丁目8番1号 木更津市役所朝日庁舎 こども未来部こども政策課

TEL 0438-23-7243

FAX 0438-25-1350

E-mail jidoukatei@city.kisarazu.lg.jp

第10 プrezentationの実施

「木更津市子育て支援関連業務派遣事業受託候補者選定委員会」において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日時 令和8年1月16日(金)

(参加業者及び開始時間、会場は後日電子メールにより通知)

(2) 内容 1事業者25分程度

(10分：プレゼンテーション、15分：質疑応答)

(3) 出席者 各事業者3人以内とし、そのうち1人は、受託した場合の窓口となる担当者とする。

(4) その他 プrezentationに必要となるパソコン、スクリーン、プロジェクターの機器類は、本市で用意するものとする。

第11 受託候補者の選定

(1) 審査委員会

「木更津市子育て支援関連業務派遣事業受託候補者選定委員会」の審査によって決定する。

(2) 選定方法

提出書類の書面提案評価とプレゼンテーションの提案評価により総合的に選考し、受託候補者を選定し、令和8年1月末日までに当該受託候補者に通知する。

第12 審査方法

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を厳正かつ公正に決定するため、提出された提案書の内容に基づくプレゼンテーションの内容について、下記「(1) 審査項目」及び「(2) 審査基準」により採点を行う。その上で、その得点を合計したものを企画提案者の評価点とし、最も評価点の高い企画提案者を本業務の受託候補者、次点者を準受託候補者として選定する。

(1) 審査項目

評価項目	審査基準	配点
1 会社の業務遂行能力及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間において、児童手当、子ども医療費助成制度などの窓口派遣業務に十分な実績があるか ・業務従事者への教育実績及び教育状況は十分あるか ・欠員補充時の体制や緊急時の連絡体制が確立しているか ・個人情報保護等リスクマネジメント体制については、適切であるか ・本事業に対する意欲・熱意が見られるか 	50
2 人材配置についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の選考、採用の考え方については適切であるか ・人材を地元から確保することに積極的であるか ・業務従事者のシフトに関し、十分な提案をしているか 	30
3 その他提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化、サービス向上につながる提案をしているか 	10
4 価格	<ul style="list-style-type: none"> ・最も低い金額（1時間あたりの基本単価（税抜））を1位として10点を配点し、2位は8点、3位は5点、4位は2点、5位以下は0点とする。 	10

(2) 審査基準

評価	判断基準	得点
a	特に優れている	10点
b	優れている	8点
c	普通	5点
d	やや劣る	2点
e	劣る	0点

(3) 最も評価点の高い企画提案者が複数ある場合の取扱い

最も評価点の高い企画提案者が複数あるときは、審査委員の協議により受託候補者を選定する。

(4) 企画提案者が1者のみの場合の取扱い

企画提案者が1者のみであるときは、審査委員の協議により受託候補者とするか決定する。

第13 結果通知

審査結果については、書面にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切応じない。

第14 結果の公表

結果の公表については、次のとおり公表する。

(1) 公表事項 参加事業者名（受託候補者のみ）、総合計得点

(2) 公表方法 木更津市公式ホームページへ掲載する。

第15 契約等

(1) 受託候補者選定後の委託契約の手続き

- ① 提案書の内容について、市と受託候補者との協議により仕様書を調整し業務内容を決定後、木更津市財務規則に定める随意契約の手続きにより受託候補者から、再度見積書（提案書の提出時の見積書とは別に）を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ② 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、木更津市子育て支援関連業務派遣事業受託候補者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- ③ その他、本要領の内容に違反する場合。

(3) その他

- ① 提案者が全くなかった場合を除き、このプロポーザルは実施する。
- ② 本プロポーザルに要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ③ 提出期限までに参加意向申出書の提出がなかった場合は、提案書を提出することができない。
- ④ 提出された参加意向申出書及び提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑤ 参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、提出期限までに提案書の提出がない場合又は提案書に関するプレゼンテーションに参加しない場合は、失格とみなす。
- ⑥ 本プロポーザルにより決定した事業者は、本派遣業務の主たる部分を再委託してはならない。
- ⑦ 本派遣業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、本市に帰属するものとする。
- ⑧ jidoukatei@city.kisarazu.lg.jpからの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

第16 その他

様式 1	プロポーザル参加意向申出書
様式 2	質問書
様式 3	提案書
様式 4	見積書